

## ○厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例

平成3年12月21日  
条例第23号

### (目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者又は20歳未満で規則で定める学校に在学している者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、規則で定める状態にある児童以外の児童で次の各号のいずれかに該当するものの父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父又は母が死亡した児童
- (2) 父母が婚姻を解消した児童
- (3) 父又は母が規則で定める障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、父母並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親(以下「里親」という。)以外のものをいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父母が監護しない前項各号に掲げる児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懷胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事实上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

(平18条例12・平21条例19・平23条例10・一部改正)

### (助成要件)

第3条 市長は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定による被保険者、組合員又は被扶養者に対し、この条例による医療費の助成(以下「医療費の助成」という。)を行う。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が扶養する前条第3項各号に掲げる児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、助成しない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 規則で定める施設に入所している者
- (3) 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- (4) 規則で定める他の医療費助成事業により医療費に係る助成を受けることができる者

3 第1項の規定にかかわらず、同項の要件に該当する者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成しない。

- (1) 第1項の要件に該当する者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の前々年の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したもののが有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

- (2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

4 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

5 第3項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(平21条例19・一部改正)

(医療証の交付)

第4条 医療費の助成を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する前条に規定する医療費の助成要件に該当する者(以下「助成対象者」という。)について、市長に申請し、規則で定めるところにより、医療費の助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第5条 市長は、助成対象者の負傷又は病気について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療の給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額又は当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においてはその算定方法によって算定された額を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって助成対象者又は助成対象者に係る国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるもののが負担すべき額を助成する。

2 前項の助成は、他の法令によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(助成の方法)

第6条 医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他これに準ずるもの(以下「病院等」という。)に医療証を提示して診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額をひとり親等に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(届出義務)

第7条 ひとり親等は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する助成対象者の現況について、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第8条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第10号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2) 略

(3) 第2条、第4条及び第6条から第8条までの規定 平成24年4月1日